

## 一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1、2 省略</p> <p>3 資格の確認に関する事項  (1)、(2) 省略  (3) 資料の作成要領  以下の資料を作成すること。  ア 同種同程度の工事を施工した実績（様式第2号）  イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第3号）  <u>ウ 機械の保有状況およびオペレータの配置（様式第3号の2）</u>  (4)、(5) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 総合評価落札方式を適用する入札の場合  (1) 省略  (2) 技術資料等の提出  入札に参加を希望する者は、以下の技術資料および技術資料に係る添付・確認資料を提出しなければならない。  ア 省略  <u>イ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）</u>  <u>ウ 技術提案（1）品質に係る提案（様式第5号）</u>  <u>エ 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第6号）</u>  <u>オ 技術提案（3）工程に係る提案（様式第7号）</u>  <u>カ 工程表（様式第7号の2）</u>  <u>キ 技術提案（4）安全に係る提案（様式第8号）</u>  <u>ク 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）</u>  <u>ケ 県内企業の活用計画書（様式第9号の2）</u>  <u>コ 配置予定の技能者および機械（様式第9号の3）</u>  <u>サ 県産品活用計画書（様式第9号の4）</u></p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 資格の確認に関する事項  (1)、(2) 省略  (3) 資料の作成要領  以下の資料を作成すること。  ア 同種同程度の工事を施工した実績（様式第2号）  イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第3号）  (4)、(5) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 総合評価落札方式を適用する入札の場合  (1) 省略  (2) 技術資料等の提出  入札に参加を希望する者は、以下の技術資料および技術資料に係る添付・確認資料を提出しなければならない。  ア 省略  イ 技術提案（1）品質に係る提案（様式第5号）  ウ 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第6号）  エ 技術提案（3）工程に係る提案（様式第7号）  オ 工程表（様式第7号の2）  カ 技術提案（4）安全に係る提案（様式第8号）  キ 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）  ク 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）  ケ 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）</p>

シ 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）

ス 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）

(3) 省略

(4) 技術提案等内容の履行の確保

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ア 再度の施工または修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

$$\text{減額または損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C \quad \text{または}$$

$$\text{減額または損害賠償額} = 0.05 \times C \text{のいずれか大きい値}$$

C：当初の契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

(3) 省略

(4) 技術提案に係る履行の確保

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した技術提案（以下「技術提案」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ア 再度の施工または修補

当該技術提案に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、技術提案を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額または損害賠償請求

当該技術提案に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該技術提案の状況に基づき加算点（確認された当該技術提案の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

$$\text{減額または損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

ウ 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

エ 指名停止等の措置

技術提案に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

(5) 失格基準

総合評価落札方式（技術提案型、実績評価型）においては、一定の失格基準を設けることとし、（ア）または（イ）に該当する者のした入札は失格とする。

（ア）提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者  
最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が

課題とかけ離れている者、課題を理解していない者である。

（イ）総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

総合評価失格基準価格については、総合評価落札方式による工事の請負に係る契約において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、県の定める方法により設定するものとする。

ウ 工事成績評定点の減点

県はアまたはイに加えて、検査等によって確認された当該技術提案の状況に基づき加算点の再計算を行った結果、受注者の落札時における評価値を満たしていない場合には達成割合に応じて工事成績を減点することとし、その場合の算定方法は次のとおりとする。ただし、減点の最大は10点までとする。

$$\text{成績の減点} = 10 \times \{ (\alpha - \beta) \div \alpha \}$$

$\alpha$ ：当初の技術提案で加算点を得た項目数

$\beta$ ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算項目数

※小数点1位を四捨五入し、整数とする。

エ 指名停止等の措置

技術提案に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行うことができる。

(5) 失格基準

総合評価落札方式（技術提案型、実績評価型）においては、一定の失格基準を設けることとし、（ア）または（イ）（※調査基準価格を設定した場合にあっては（ア））に該当する者のした入札は失格とする。

（ア）提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者  
最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が

課題とかけ離れている者、課題を理解していない者である。

（イ）総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者（実績評価型のみ適用）

総合評価失格基準価格については、総合評価落札方式による工事の請負に係る契約において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、県の定める方法により設定するものとする。

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上、契約保証金は、契約金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の10以上とし、福井県財務規則の規定により納付すること。

以下に掲げる場合においては、入札保証金を免除とする。免除に当たっては特に手続きを要しないが、ア、イ、ウ、エに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

＜入札保証金を免除になる者＞

損害保険会社との間に、福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供した者

契約を締結しないことなるおそれがないと認められる者（具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ 設計金額が5億円以上の県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者

エ ア、イ、ウ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

9 省略

10 契約書作成の要否  
要

11 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）による。総

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上、契約保証金は、契約金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の10以上とし、福井県財務規則の規定により納付すること。

以下に掲げる場合においては、入札保証金を免除とする。免除に当たっては特に手続きを要しないが、ア、イ、ウに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

＜入札保証金を免除になる者＞

損害保険会社との間に、福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供した者

契約を締結しないことなるおそれがないと認められる者（具体的には、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

9 省略

11 契約書作成の要否  
要

12 契約条件

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）による。総

合評価の履行の確保については、加算点評価を受けた技術提案について、契約書に特約事項として明示するものとする。なお、この入札に係る工事の請負契約の額が、調査基準価格に満たない場合には「低入札工事における監督強化の試行実施要領」を適用する。

#### 12 配置予定技術者の確認に関する事項

本工事の落札者決定後、落札価格（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が250万円以上となった場合には、契約前に3（3）イで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得（電子入札用）第14（紙入札者にあつては工事入札心得第14）の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加資格の確認申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

#### 13 議会の議決

(1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの（共同企業体にあつてはその構成員の1）がこの入札に係る工事以外の県の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

《用語解説》 省略

合評価の履行の確保については、加算点評価を受けた技術提案について、契約書に特約事項として明示するものとする。なお、この入札に係る工事の請負契約の額が、調査基準価格に満たない場合には「低入札工事における監督強化の試行実施要領」を適用する。

#### 13 配置予定技術者の確認に関する事項

本工事の落札者決定後、落札価格（入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。）が500万円以上となった場合には、契約前に3（3）イで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得（電子入札用）第14（紙入札者にあつては工事入札心得第14）の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加資格の確認申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

#### 14 議会の議決

(1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの（共同企業体にあつてはその構成員の1）がこの入札に係る工事以外の県の工事に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

《用語解説》 省略